

土 海 第 85 号
農 港 第 78 号
平成 25 年 4 月 12 日

沖縄防衛局長

武田 博史 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書の補正について

平成 25 年 3 月 22 日付け沖防第 1123 号により送付のあったみだしの公有水面埋立承認申請書について、公有水面埋立法等に基づき、形式審査を実施したところ、下記のとおり不明瞭な記述、記述の不足等が確認されたことから、補正を行うよう求めます。

なお、補正した資料については、平成 25 年 6 月 11 日までに提出して下さい。

記

1 「申請書」について

- (1) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域の位置について、中間地点の地番を追加表示すること。
- (2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域の面積について、1 平方メートルの 100 分の 1 未満の端数を切り捨てて表示すること。
- (3) 「設計の概要」について
 - ア 東側護岸、斜路及び仮設護岸（中仕切岸壁）の構造について、（上部工）コンクリートの記載が、図面の記載と一致していないことから補正すること。
 - イ 東側護岸（A 護岸を除く）の構造について、スリットケーソン及びケーソンの記載が、図面と一致していないことから補正すること。
 - ウ 埋立てに用いる土砂等の種類について、「購入砂」は、土砂等の取得方法であることから補正すること。
 - エ 「公共施設の配置及び規模の概要」には、埋立地の用途に照らして必要となる道路、排水施設等及び埋立地の出現により必要を生じた排水路、遊水池、緩衝緑地等の公共施設（既存の道路から埋立地への進入道路のように埋立地以外につくられるもの

も含まれる。また、埋立権者が自ら埋立てに関する工事として施行するもの以外のものも含まれる。) について、その配置及び規模のあらましを記載すること。

2 「設計概要説明書」について

- (1) 飛行場外周部最低標高(C. D. L. +5. 70m)の設定根拠を具体的に記載すること。
- (2) 埋立土砂等の種類について、埋立土砂等の粒度、有害物質の含有及び溶出の有無等の性状を土砂調査結果表(含有量、溶出試験)により表示すること。
- (3) 埋立てに関する工事の施行順序について、埋立区域①-1に関する説明文と埋立進捗図の内容が一致していないことから補正すること。また、K-5、K-6 及び K-7 護岸について、施行順序の説明を記載すること。
- (4) 工事の工程について、中仕切護岸に関する工程表の記載と埋立進捗図の内容が一致していないことから補正すること。また、中仕切岸壁には A 及び B があることから、工程表においてそれぞれ分けて示すこと。さらに、中仕切岸壁 A については、-10. 0m と -7. 5m の工程が確認できるよう記載すること。
- (5) 付帯工事について、燃料栈橋、進入灯(東側、西側)、工事用道路、工事用仮設道路、埋立土砂の採取、及び美謝川の切替えの施行順序の説明を記載すること。
- (6) 埋立てに伴って既設の防波堤及び傾斜護岸の機能が影響を受ける可能性のある部分について、その旨及びその取り扱い(財産処分手続を含む。)について説明(国有海浜地の取り扱いも含む。) を記載すること。
- (7) 「公共施設の配置及び規模の概要」について、1 (3) エで記載した施設の配置及び規模の概要を記載すること。(例: 道路であれば、幅員別内訳(延長、面積)車線等の構成; 排水路であれば、開渠、暗渠の別、最上流、最下流、標準区間の平均断面)

3 「資金計画書」について

- (1) 埋立てに関する工事に要する費用の額及びその明細において、隅角部護岸、浚渫工、埋立区域 A、埋立区域 B 及び埋立区域 C の費用を表示するとともに、その他の経費として事務費、補償費等を表示し、埋立てに関する工事総体の施行に要する費用を記載すること。
- (2) 費用に充てる資金の調達方法を記載し、かつ、その年次別内訳を記載すること。

4 「埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類」について

用語の説明を記載すること等により、埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金が調達できることが分かるよう補正すること。

5 「法第 10 条の施設」について

公有水面の利用に関して設置した施設で、埋立てによりその効用が失われるおそれが

あるものについて、同意を得たことを証する書類、又は同意が得られない事由を記載した書類を添付すること。

6 「一般平面図」及び「海図」について

埋立区域 B のうち、基点から 3 の距離及び方位が申請書と異なっているので補正すること。

7 「実測平面図」について

- (1) 埋立てに関する工事の施行区域の図に関して、A 区域は縮尺 8 千分の 1 で表示されているが、縮尺 2 千 5 百分の 1 以上で表示すること。
- (2) 埋立てに関する工事の施行区域に係る実測平面図に、測量した年月日、測量者の氏名及び立会人の氏名を表示すること。
- (3) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域の図において、埋立区域、既存工作物等の名称及びこれらの表示線全てにその実延長を表示すること。
- (4) 埋立区域等周辺の既存工作物の名称、所有者名を表示すること。
- (5) 埋立区域背後の国有海浜地を表示すること。

8 「埋立地横断図」及び「埋立地縦断図」について

滑走路の地盤高以外の標高を表示するとともに、傾きも表示すること。

9 「工作物構造図」について

- (1) 埋立てに関する工事として築造される工作物（工事用道路、工事用仮設道路、美謝川の切替水路等）の構造について、断面を表示すること。
- (2) 東側進入灯に係る工作物構造図について、縮尺 200 分の 1 で表示されているが、縮尺 100 分の 1 以上で表示すること。

10 「直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真」について

- (1) 既存の工作物の状況を表示すること。
- (2) 撮影位置及び方向を表示すること。

11 「埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書」について

購入砂及び岩ズリについて、採取場所、採取量及び搬入経路を具体的に記載すること。
また、埋立区域別、埋立土砂等の種類別に採取量を記載すること。

12 「埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面」について

- (1) 埋立地の用途を表示すること。（用途と利用計画を別々に図面に表示してもよい。）
- (2) 作業ヤードに係る埋立地の用途について、申請書の記載と対応させること。

- (3) 利用計画の概要について、作業ヤード終了後の利用計画を表示すること。

13 「公共施設の配置及び規模について説明した図書」について

- 1 (3) エで指摘した施設の配置及び規模について、以下の事項を記載すること。

- (1) 配置状況
- (2) 施行主体、施行時期、規模、配置の選定理由等
- (3) 既存の公共施設に依存できる場合は、その旨の説明